

平成 25 年度 第 1 回長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 会議概要

開催日時	平成 25 年 5 月 31 日 (金) 午後 3 時から
開催場所	第 2 庁舎 10 階 会議室 17
委員出席者	10 名 (欠席委員 4 名 大堀尚美委員、小林敏枝委員、柳澤祐子委員、飯島富士雄委員)
傍聴者	傍聴者 0 名 報道 1 名
事務局出席者	駒津保健福祉部長 (途中退席)、丹後障害福祉課長、田中保健所健康課長、障害福祉課職員 8 名
公開・非公開	公開
分科会内容 (概要)	<p>1 開会 進行：丹後障害福祉課長 ・開会と併せて、交替委員、欠席委員の紹介及び議事の公開について説明 ・自己紹介</p> <p>2 あいさつ ・芝波田障害者福祉専門分科会会長あいさつ ・駒津保健福祉部長あいさつ (途中入場、途中退席)</p> <p>3 報告 (議事) 進行：芝波田分科会会長 (1) 難病患者への障害福祉サービス等について ・事務局より説明 (関谷係長、田中課長) …資料 1-1、1-2 【質疑応答】 (要旨) 委員：実際の障害程度区分の判定はどの様にされているのか。 また、難病患者も障害者に加わり日常生活用具など、様々なサービスのうち受けられるもの受けられないものがあると思うが、どの様にサービスの支給決定をするのか。 事務局：障害福祉サービスは、障害程度区分により利用できるサービスが異なってくるが、区分認定は調査員が 106 項目の調査を行い、更に医師の意見書により、一番軽い 1 から重い 6 までの区分に認定がされる。難病については、更に別の様式が加えられ、認定を行っている。 日常生活用具について、難病の症状として聴覚や視覚などの障害が認められれば、医師の意見書等により身体状況を確認して支給することになる。 委員：総合支援法が施行され障害程度区分が障害支援区分になり、また難病が加わったことで何か変わるのか。 また、知的障害や精神障害について、医師の意見書が重要で、二次判定で区分が上がることもあると聞くが、判定の流れが変わるのか。 事務局：平成 26 年 4 月 1 日から障害支援区分という名称に変更になる。また、知的障害や精神障害について、二次判定で区分が上がるのご指摘だが、平成 26 年度からの障害支援区分において適切に反映されるよう改正されるとのことである。 委員：難病患者への見舞金の打ち切りについて、審議会で認め経過も明らかになった。見舞金を見直した直後から難病患者の方々に向き合う必要があったと思うが、今日に至るまでの様に向き合ってきたのか。</p>

事務局：保健師が相談を受ける中で、将来への不安、病気について学べる機会がほしい、同じ立場の人と話がしたい等の話を聞いている。制度を改正した要綱の告示が済んだ5月20日過ぎ、郵便で見舞金の廃止とともに、相談支援の充実や相談会、研修交流会の案内をお知らせした。

また、3月末には長野ウイルス肝炎友の会の代表者の方と相談会について打合せをしたところである。

委員：残念ながら、難病患者の方々の意見を聞くことなく結果報告となってしまった。今後、相談会の開催等、真摯に向き合っていたきたい。

また、この分科会は障害者福祉をある意味方向付ける会であり、あらゆる課題に取り組み、またあらゆる患者さんの御意見を聞いていただきたい。

そのほか、自立支援給付のレベルは3級以上なのか確認したい。

事務局：障害程度区分で身体障害者手帳の等級ではない。障害程度区分で軽いものが1。重いものが6で、施設入所支援の利用には50歳以上の方は3以上、50歳未満の方は4以上が必要となる。

委員：ウイルス肝炎の方が、見舞金も得られず、130疾患から外れてしまっているが。

事務局：ウイルス肝炎については、2年前から身体障害者手帳の対象になっており、身体障害者として福祉サービスの利用が可能となっているが、障害程度区分の判定が必要である。

委員：問題は、支援に至らないが難病だということである。

事務局：例えば、病気のことを勉強する機会、療養上の相談、家族との交流会といったものでカバーしていきたい。

また、患者会で勉強会を開催する際、健康課の栄養やリハビリ等の専門家が協力していきたい。

委員：見舞金が廃止になってしまい、マイナスになったものを取り戻さなければならない。今後は、先ほどのメニュー提示も非常に重要であり。長野市の障害者支援が向上する大きな機会と捉えしっかり取り組んでほしい。

(2) 障害者相談支援体制について

・事務局より説明（笹井係長）…資料2

【質疑応答】（要旨）

委員：児童担当の相談員が加わるとのことだが、保育所や小学校への相談体制は巡回になるのか。

事務局：健康課と保育家庭支援課で相談員が出向く事業が以前からある。また、児童福祉法改正により保育所等訪問支援事業が始まっている。

会長：この7月1日、若里に長野市社会事業協会の児童発達支援センターが新たに開設する。このセンターの役割に、保育所等訪問支援事業がある。

委員：専任教諭がつくのは小・中学校。今、問題となっているのが放課後こどもプランのパーク（旧児童館）で、学校では専任の先生がみていた子どもが放課後は一緒に過ごすことになり、厚生員が非常に苦勞している。重要な支援として具体的に取り組んでほしい。

もう一つ、障害者の就労支援について、どの様に取り組んでいるのか。

事務局：障害者相談支援センターの相談員が就労について相談を受け、それに加えて、県で委託する圏域の就労支援ワーカーがバックアップしている。

委員：自分も障害者の仕事を探すことがあるが、どこへ相談したらよいか分からない。相談窓口をはっきりしてほしい。

委員：障害者、特に知的障害者の工賃が非常に安い。自分で稼いだ給料で自立できるよう就労支援に取り組んでほしい。

委員：ケアプランナー、ケアマネージャー（ケアマネ）、長野市障害者相談支援センターの相談員の言葉の整理をしてほしい。

事務局：長野市独自の制度で平成 16 年からケアプラン作成事業があり個別計画を作成する人を便宜上ケアプランナーと呼んできた。ケアマネは長野市障害者相談支援センターの相談員のこと。

(3) 指定障害者福祉サービス事業者の指定取消しについて

・事務局より説明（今井係長）…資料 3

【質疑応答】（要旨）

委員：利用者はいたのか。実際に被害はあったのか。

事務局：利用者がいて、3月で解雇になり、2月分まで工賃が支払われたが、3月分は未払い。

委員：適切に指導してほしい。返還金の請求はするのか。回収の見込みはあるのか。

事務局：5月28日に請求を出したところで、請求期限が来ていないが、地方税と同じ方法で滞納処分を行う。

(報告事項とは別に委員より意見)

委員：ハローワークへ就労の相談をしたところ、障害者が就労継続支援A型事業所へ就労する際に必要な障害福祉サービスの受給者証についての指導がなかった。市とハローワークとの連携をお願いしたい。

4 その他

事務局：今後の日程。次回は来年2月頃を予定。

5 閉会